

R7 橋梁塗膜 PCB 含有量調査業務委託

仕 様 書

かすみがうら市都市建設部道路課

R7 橋梁塗膜 PCB 含有量調査業務委託 仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、かすみがうら市（以下「甲」という。）が発注する「R7 橋梁塗膜 PCB 含有量調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目 的)

第2条 本業務は、既に実施された「R6 国補橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁点検業務委託」に基づく鋼部材の塗替塗装工に際して、対象橋梁に使用されている既存の塗料に有害物質が含有しているか調査し、施工時の作業員防護や飛散防止措置等の対策の必要性を確認するためのデータを収集することを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、関係法令及び本共通仕様書に定める他、下記に示す要綱等に準拠し実施するものとする。

- (1) 道路法
- (2) 測量法
- (3) かすみがうら市契約規則
- (4) その他、関係法令、準拠する通達、通知等
鋼構造物塗膜調査マニュアル（日本鋼構造協会）

(疑 義)

第4条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と受託者（以下「乙」という。）が協議の上、甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

(提出書類)

第5条 乙は、業務着手に先立ち工程表、管理技術者等選任通知書を提出して、委託者の承認を受けるとともに、業務実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

(検査、完了)

第6条 乙は甲の完了検査を受け、検査合格をもって本業務の完了とするものとする。

(瑕疵等)

第7条 乙は、完了といえども、乙の瑕疵等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに甲が必要と認める修正その他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務における成果品の著作権は、全て甲に帰属するものとする。ただし、システムプログラム等の既に著作権等が発生している物件については適用外とする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本業務を通じて知り得た事項、情報等を他に漏らしてはならない。又、乙は甲の情報資産の安全性を確保するものとする。

(納入期限及び場所)

第10条 本業務の納入期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 契約日翌日から90日間
- (2) 納入場所 かすみがうら市道路課

第2章 業務内容

(業務概要)

第11条 本業務の業務概要は、次のとおりとする。

(1) 対象橋梁：8橋

No	橋梁名	橋長 (m)	幅員 (m)	架設年度	構造形式	交差物件
1	新治橋歩道橋	66.00	2.80	1964	鋼橋	天の川
2	根当橋	24.00	5.20	1971	鋼橋	天の川
3	原橋	17.00	3.19	不明	鋼橋+木橋	雪入川
4	中橋	17.50	2.98	不明	鋼橋	水路
5	第0044号橋	6.30	2.25	不明	鋼橋	水路
6	第8004号橋	3.10	4.95	不明	鋼床版橋	水路
7	第8005号橋	3.10	2.10	不明	木橋	水路
8	第0033号橋	10.00	4.40	不明	鋼橋	雪入川

(2) 業務概要

- ・調査計画 1式
- ・現地調査 1式
- ・報告書作成 1部

(調査計画)

第12条 本業務の実施に先立ち、橋梁台帳、過年度の補修設計報告書や橋梁点検結果について整理し、業務の目的・趣旨を把握したうえで、調査計画を作成するものとする。

(現地調査)

本業務は、補修時の有害物質対策の必要性の把握を目的として、現地調査を実施する。現地調査は、地上・梯子作業により塗膜の試料採取を行うものとする。なお、採取試料は、鉛、六価クロム、PCBの含有について、含有試験および溶出試験により試験するものとする。また、検体を採取する際に使用する機械等は諸経費に含めるものとする。

(報告書の作成)

第13条 実施した業務の内容を取りまとめ、報告書の作成を行うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第14条 本業務の成果品は、業務概要書、現地調査結果等について作成するものとし、電子データは、CD-ROM等の電子媒体に格納し納品するものとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 報告書 (A4版) | 1部 |
| (2) 報告書電子データ | 1式 |
| (3) その他協議により必要と認められたもの | 1式 |